

証券コード 4937

2023年12月6日

(電子提供措置の開始日2023年11月29日)

株 主 各 位

東京都世田谷区上馬二丁目14番1号

株 式 会 社 W a q o o

代表取締役社長 **井 上 裕 基**

第18回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第18回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第18回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

・当社ウェブサイト

<https://waqoo.jp/ir/library/>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

・東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」
「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら「株主総会参考書類」をご検討の上、後述のご案内にしたがって、2023年12月20日（水曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|--------|--|
| 1. 日 時 | 2023年12月21日（木曜日）午後2時30分（受付開始 午後2時） |
| 2. 場 所 | 東京都渋谷区渋谷2丁目22番3号 渋谷東口ビル 4階
TKPガーデンシティ渋谷 ホール4A |

3. 目的事項 報告事項

1. 第18期（2022年10月1日から2023年9月30日まで）事業報告及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第18期（2022年10月1日から2023年9月30日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 当社とセルプロジャパン株式会社との株式交換契約承認の件
第2号議案 取締役1名選任の件
第3号議案 取締役（社外取締役を除く）に対するストック・オプションとしての報酬等の額及び内容決定の件

以上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会にご出席の株主の皆さまへのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
 - ◎会社法改正により、電子提供措置事項について上記のいずれかのウェブサイトへアクセスの上、ご確認くださいことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりました。
- 書面交付請求をされていない株主様には、株主総会参考書類を併せてご送付しております。
- なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
- ①連結計算書類の「連結注記表」
 - ②計算書類の「個別注記表」
 - ③株主総会参考書類の「第1号議案 当社とセルプロジャパン株式会社との株式交換契約承認の件」のうち、「株式交換完全子会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容」
- したがって、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

議決権行使についてのご案内

議決権行使は、以下の方法がございます。電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

●株主総会にご出席の場合



日 時 2023年12月21日（木曜日）午後 2 時30分

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、当日は本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

●書面による議決権行使の場合



行使期限 2023年12月20日（水曜日）午後 6 時到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

●インターネットによる議決権行使の場合



行使期限 2023年12月20日（水曜日）午後 6 時入力完了まで

当社の指定する議決権行使ウェブサイトアクセスしていただき、行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

【議決権行使ウェブサイトアドレス】 <https://www.web54.net>

詳細は次ページをご覧ください

- 議決権行使書面とインターネットにより議決権を重複して行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとして取り扱います。
- 議決権をインターネットにより複数回行使された場合は、最後に行使されたものを有効なものとして取り扱います。

インターネットによる議決権行使についてのご案内

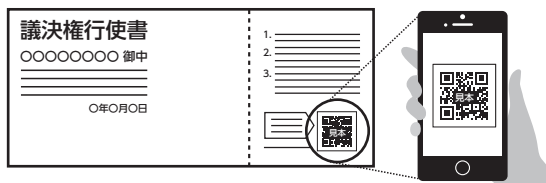
行使期限

2023年12月20日（水曜日）午後6時入力分まで

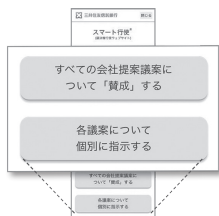
QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- ❶ 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- ❷ 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが右記の「議決権行使コード・パスワードを入力する方法」により、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願い致します。

※QRコードを再度読み取っていただくと、右記の議決権行使ウェブサイトへアクセスできます。

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

インターネットによる議決権行使に関するご不明な点につきましては、右記にお問い合わせください。

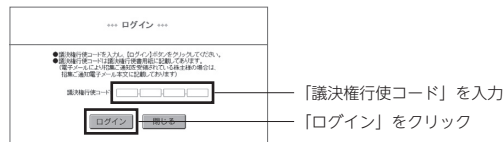
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

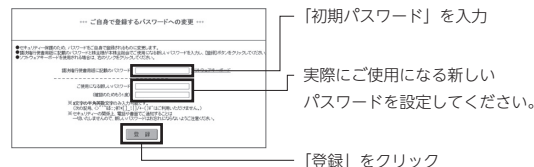
- ❶ 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- ❷ 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- ❸ 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「パスワード」をご入力ください。



- ❹ 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

三井住友信託銀行 証券代行 ウェブサポート専用ダイヤル
☎0120-652-031 受付時間：午前9時～午後9時

株主総会参考書類

第1号議案 当社とセルプロジャパン株式会社との株式交換契約承認の件

当社は、2023年11月20日付「株式会社Waqoolによるセルプロジャパン株式会社の完全子会社化に関する株式交換契約締結のお知らせ」にてお知らせせしましたとおり、同日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社、セルプロジャパン株式会社（以下「セルプロジャパン」といい、当社とセルプロジャパンを総称して、以下「両社」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施することを決議し、同日、両社間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

本議案は、本株式交換契約について、ご承認をお願いするものであります。

本株式交換を行う理由、本株式交換契約の内容及びその他の本議案に関する事項は、次のとおりであります。

1.本株式交換を行う理由

当社は、「テクノロジーの力で自国の未来に希望を創る」のミッションを掲げ、その実現に向けてD2C(Direct to Consumer)事業を確立し、化粧品分野において主力オリジナルブランドの「HADA NATURE (肌ナチュール)」の企画・開発を行い、自社のECサイト等を通じて一般消費者に直接販売しております。創業来、お客様の反応や要望等をダイレクトに汲み取り、それを商品の企画・開発に効果的に活用できる仕組みの構築を含むマーケティングを得意としており、かつ、新しい事業等の創造、いわゆる、ビジネスディベロップメントも強みとしております。

直近では、2022年8月に、当社の主要株主及び筆頭株主である相川佳之氏が代表を務めるSBCメディカルグループ株式会社（以下「SBCメディカルグループ」といいます。）と業務提携契約を締結し、当社の主力オリジナルブランドである「HADA NATURE」の商品をSBCメディカルグループへ販売しております。その一方で、当社がSBCメディカルグループの保有する医療美容の各種商品を仕入れ、当社のECサイト等を通じ一般消費者に直接販売すること、並びに、従来の化粧品分野のみならず医療美容領域への商品を拡充し多角展開を図るべく商品企画につきましては、引き続き、両社間において協議を重ねております。さらに同年11月には、主力のD2C事業に次ぐ新たな事業の柱であるメディカルサポート事業を強固にするべく、SBCメディカルグループとの間にて再生医療領域に重点を置いた業務提携契約を締結いたしました。なお、当社では、2023年8月24日付け「特別損失の計上及び通期業績予想の修正に関するお知らせ」に記載のとおり、メディカルサポート事業の一環として子会社の株式会社Waqooメディカルサポ

ートを通じて医療領域への人的支援及び広告・マーケティング支援を展開してはりましたが、当社の独力による展開には限界があり、グループ内における事業領域の最適化を図るために事業の一部サービスについて縮小せざるを得ず、特別損失を計上するに至りました。このように、当社にとって、メディカルサポート事業の強化は急務の経営課題であったところ、SBCメディカルグループとの間の業務提携契約の締結を機に、更なる事業の発展が必要であると考えております。

一方、セルプロジャパンは、幹細胞や幹細胞から分泌される生理活性物質（上清液やエクソソーム等）の解析及び臨床研究をよりスピーディーに行い、科学的根拠を根付かせるとともに、再生医療の発展に貢献し、日本の再生医療を世界へ届けるという高い志の下、2019年に設立いたしました。

同社代表取締役社長の佐俣文平氏は、再生医療領域における研究者として様々な疾患に対する研究開発を加速してきた一方、経営者としても新しい医療のカタチを創り、多様なニーズに応えるための経営基盤の創造を目指す等、いわば“研究者と経営者の二刀流”に挑戦しております。

セルプロジャパンでは、主に「再生医療関連事業」「分析・加工受託事業」及び「化粧品・原料事業」の3つの事業を展開しており、それらすべての事業活動基盤は、再生医療研究とそれを支える技術開発にあります。日本では2014年に再生医療等安全性確保法が施行され、再生医療を取り巻く日本の環境は世界をリードするものとなりました。また、再生医療に対する社会的認知度及び社会的意義の意識が一層高まり、今後、優れた効果・効能を有する開発製品の上市が続くものと期待されており、再生医療市場は、2050年には世界で38兆円、国内で2.5兆円の市場規模（*）へと伸長すると予測されていることから、セルプロジャパンが担う役割はますます重要になってくると考えられます。

（*出典：2020年3月 経済産業省 第1回再生医療・遺伝子治療の産業化に向けた基盤技術開発事業複数課題プログラム中間評価検討会資料）

現在、当社とセルプロジャパンは、上述のSBCメディカルグループとの業務提携を通じ、再生医療領域における「血液由来加工」の受託サービスにおいて連携して取り組んでおります。具体的には、当社では各医療機関から「血液由来加工」の申し込みを取り次ぎ、医療機関からお預かりした検体をセルプロジャパンが運営する細胞加工センターへ配送手配等を行う役割を、一方のセルプロジャパンでは、同社固有の技術を用い検体の加工及び冷凍保存を行い、その後、各医療機関の求めに応じ同社で保管する検体を各医療機関に配送手配等を実施する役割を、それぞれが担っております。このように、当社とセルプロジャパンは、同サービスを展開するうえで重要なパートナーシップを既に構築しております。

しかしながら、両社が中長期的な企業価値向上をより一層図るためには、各社が抱える課題等

を把握し、その課題を柔軟かつ迅速に解決できるような体制を構築すべきとも考えております。例えば「血液由来加工」の受託サービスにおいては、一つのサービスを分業的な役割分担の下で展開していることから、時間的・コスト的なロスが生じる等、その課題は大きく浮き彫りになっており、両社にとって負担や制約にも繋がっております。現状のまま、当社の販売機能とセルプロジャパンの製造機能が、単独かつ独立した会社として個別に成長を追求するのではなく、両社が一体となって戦略的なグループ経営を通じ、両社の有する経営資源を有効活用し、各種課題解決に向けて協働することが両社における企業価値向上に資するものとも考えております。再生医療領域における「血液由来加工」の受託販売サービスのみを展開する当社にとっては、セルプロジャパンが保有する製造技術・ノウハウ等を取り込み、製造技術と販売サービスを一気通貫にする、いわば、“製販一致”の実現はかねてより悲願でもありました。

またその一方、当社が展開するD2C事業においても好影響が見込まれると考えております。

具体的には、当社での化粧品等の商品企画において、セルプロジャパンが事業展開する「化粧品・原料事業」と密に連携を図るとともに同社が保有する技術や知見等を最大限に活用することで、効果・効能の高い商品開発が可能となります。また、商品完成に要する時間や過程においても格段の効率化が図れ、開発した商品は当社のD2C事業を通じ、得意とするマーケティング力を駆使しタイムリーに一般消費者に販売ができる等、様々なシナジー効果が両社に現れると考えられます。

上述の当社とSBCメディカルグループとの2022年11月の業務提携以降、当社よりSBCメディカルグループに対し、同社の子会社であるセルプロジャパンの当社子会社化の実現に向けて打診をしておりました。その後、SBCメディカルグループとは良好かつ前向きな議論を重ねて、セルプロジャパンの技術力と当社の販売企画力及び上場企業としての信頼を背景に、両社が一体となり再生医療をテーマとした商品・サービス等が世の中に周知され発展していくことの大義に対して一定以上の理解が得られたことにより、本件の検討が前進いたしました。

セルプロジャパンとしても、「血液由来加工」におけるスピーディーな課題解決の実現のみならず、上場企業のグループ傘下に加わることにより得られる信頼の下、再生医療領域の事業をさらに深耕・発展させ、かつ「化粧品・原料事業」を通じ消費者・患者・医療機関に向けた網羅的なサービスの構築や付加価値のある化粧品・医療品等を提供できるようしていくためには、当社とセルプロジャパンの両社がこれまで以上に連携を深め、一体経営を構築することが不可欠であるとの認識に至り、2023年8月からセルプロジャパンを当社の完全子会社とするための検討を両社間にて進めてまいりました。

完全子会社化の方法としては、当社のキャッシュポジション等に鑑み完全子会社化に際して資

金流出が生じないこと、本株式交換の対価として当社の普通株式（以下「Waqoo株式」といいます。）がセルプロジャパンの株主に交付されることにより、Waqoo株式の保有を通じて、本株式交換後に当社とセルプロジャパンの利害を共通化した上で実行することが想定されている各種施策により生じることが期待される効果や、そのような効果の発現によるセルプロジャパンの事業発展・収益拡大、その結果としてのWaqoo株式の株価上昇等を楽しむ機会を両社の株主に対して提供できると考えたことから、当社及びセルプロジャパンは株式交換のスキームを選択することが望ましいと判断いたしました。

これらの点を踏まえて、総合的に検討した結果、当社及びセルプロジャパンは、本株式交換によりセルプロジャパンを当社の完全子会社とすることが、当社及びセルプロジャパンそれぞれの企業価値の向上に資するものであり、双方の株主にとっても有益なものであるとの認識で一致したことから、両社において、本株式交換に係る割当比率を含む諸条件についての検討及び協議を経て合意に至り、両社の取締役会において、当社がセルプロジャパンを完全子会社とすることを目的として、本株式交換を実施することを決議し、本株式交換契約を締結いたしました。

2. 株式交換契約の内容の概要

当社とセルプロジャパンが2023年11月20日付で締結した本株式交換契約の内容は、以下のとおりであります。

株式交換契約書（写し）

株式会社Waqoo（以下「甲」という。）及びセルプロジャパン株式会社（以下「乙」という。）は、2023年11月20日（以下「本契約締結日」という。）付けで、次のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（本株式交換）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、乙の発行済株式の全部を取得する。

第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、次の各号に掲げるとおりである。

(1) 甲（株式交換完全親会社）

商号：株式会社Waqoo

住所：東京都世田谷区上馬二丁目14番1号

(2) 乙（株式交換完全子会社）

商号：セルプロジャパン株式会社

住所：神奈川県藤沢市村岡東二丁目26番地の1

第3条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2024年1月1日とする。但し、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲乙協議の上、合意によりこれを変更することができる。

第4条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当てに関する事項）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主名簿に記載又は記録された普通株主に対し、その所有する乙の普通株式に代わり、その有する乙の普通株式の数の合計数に54.4を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、基準時における乙の株主名簿に記載又は記録された普通株主に対し、その有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式54.4株の割合をもって、甲の普通株式を割り当てる。
3. 前二項に従って割当株主に対して交付する甲の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他の関係法令の規定に従い処理する。

第5条（資本金及び準備金に関する事項）

本株式交換に際して増加すべき甲の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金 会社計算規則第39条に従い甲が別途定める額
- (2) 資本準備金 会社計算規則第39条に従い甲が別途定める額
- (3) 利益準備金 0円

第6条（本契約の承認株主総会）

1. 甲は、効力発生日の前日までに、その株主総会において、本契約及び本株式交換に必要な事項について株主総会の承認を得るものとする。
2. 乙は、効力発生日の前日までに、その株主総会において、本契約及び本株式交換に必要な事項について株主総会の承認を得るものとする。

第7条（事情変更及び解除）

本契約締結日以降効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により甲又は乙の財産又は経営状態に重要な変更が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は協議の上、本株式交換に関する条件を変更し、又は本契約を解除することができる。なお、甲及び乙は、本条に基づく

本株式交換の条件変更、又は本契約の解除が自らの帰責事由によらない場合、相手方に対する損害賠償等の責任を負わないものとする。

第8条（本契約の効力）

本契約は第6条に定める甲及び乙の株主総会の承認又は法令に定める関係官庁の承認等が得られないときは、その効力を失うものとする。

第9条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本株式交換に関して定めのない事項その他本株式交換に必要な事項については、本株式交換の趣旨に従い、甲及び乙が誠実に協議の上、これを決定する。

（以下余白）

本契約の作成を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。

2023年11月20日

甲：東京都世田谷区上馬二丁目14番1号
株式会社Waqoo
代表取締役社長 井上 裕基 印

乙：神奈川県藤沢市村岡東二丁目26番地の1
セルプロジャパン株式会社
代表取締役社長 佐俣 文平 印

3.（1）交換対価の相当性に関する事項

①本株式交換に係る割当ての内容

	当社 (株式交換完全親会社)	セルプロジャパン (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	54.4
本株式交換により交付する株式数	Waqoo株式：598,400株（予定）	

（注1）株式の割当比率

セルプロジャパン株式1株に対して、Waqoo株式54.4株を割当交付いたします。

(注2) 本株式交換により交付するWaqoo株式の数

当社は、本株式交換に際して、Waqoo株式598,400株を割当交付する予定です。なお、当社が交付する株式は、新たに発行する株式にて充当する予定です。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式（100株未満の株式）を保有することとなるセルプロジャパンの株主については、当社の定款及び株式取扱規則の定めるところにより、Waqoo株式に関する以下の制度を利用することができます。なお、金融商品取引市場において単元未満株式を売却することはできません。

[単元未満株式の買取請求制度（単元未満株式の売却）]

会社法第192条第1項の規定に基づき、当社の単元未満株式を保有する株主が、その保有する単元未満株式を買い取ることを当社に対して請求することができる制度です。

(注4) 1株に満たない端数の取扱い

本株式交換に伴い、1株に満たない端数のWaqoo株式の交付を受けることとなるセルプロジャパンの株主においては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従いその端数の合計数（その合計数に1に満たない端数がある場合は切り捨てるものとします。）に相当するWaqoo株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主に交付いたします。

②本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

③本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

(1) 割当ての内容の根拠及び理由

当社は、本株式交換比率の決定に当たって公正性及び妥当性を確保するため、当社及びセルプロジャパン並びにSBCメディカルグループから独立した第三者算定機関としてマクサス・コーポレートアドバイザー株式会社（以下「マクサス・コーポレートアドバイザー」といいます。）を選定しました。

当社においては、下記（3）「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、当社の第三者算定機関であるマクサス・コーポレートアドバイザーから2023年11月17日付で取得した株式交換比率算定書、当社がセルプロジャパンに対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率は妥当であり、当社の株主の皆様の利益に資するとの結論に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

なお、本株式交換比率は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更

が生じた場合には、両社間で協議し合意の上変更することがあります。

(2) 算定に関する事項

①算定機関の名称並びに当社及びセルプロジャパンとの関係

当社の第三者算定機関であるマクサス・コーポレートアドバイザーは、当社及びセルプロジャパンから独立した算定機関であり、両社の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

②算定の概要

マクサス・コーポレートアドバイザーは、当社については、東京証券取引所グロースに上場しており市場株価が存在することから市場株価平均法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を採用して算定を行いました。セルプロジャパンについては、将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を採用して算定を行いました。

なお、市場株価平均法について、2023年11月17日を算定基準日として、算定基準日の終値株価、算定基準日を含む直近1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各期間における株価の終値単純平均値を採用いたしました。また、算定基準日である2023年11月17日の東京証券取引所グロースにおけるWaqoo株式は、1,730円にてストップ安となりましたが、同日において一定程度の出来高が形成されているため、1,730円を算定基準日における終値株価として採用いたしました。

Waqoo株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の株式交換比率の算定結果は、以下のとおりです。

採用手法		株式交換比率の算定レンジ
当社	セルプロジャパン	
市場株価平均法	DCF法	52.5 ~ 88.4
DCF法	DCF法	39.6 ~ 65.7

マクサス・コーポレートアドバイザーは、上記株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、すべて正確かつ完全なものであること、株式交換比率算定に重大な影響を与える可能性がある事実でマクサス・コーポレートアドバイザーに対して未開示の

事実はないことを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社並びにその子会社及び関連会社の資産及び負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）について、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。なお、かかる算定は、算定基準日現在の情報と経済情勢を反映したものであり、当社及びセルプロジャパンの財務予測については、両社により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。

なお、マクサス・コーポレートアドバイザリーがDCF法の算定の基礎とした当社の財務予測においては、対前年度比較において大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、営業利益について2024年9月期の66百万円に対して2025年9月期は389百万円、2026年9月期は872百万円、2027年9月期は1,180百万円と、2025年9月期以降は大幅な増益を見込んでおります。これは主に、2024年9月期のD2C事業において、薬用炭酸ヘッドスパ育毛剤「sodatel（ソダテル）」を主力商品とするべく積極的かつ戦略的な先行投資（広告宣伝費・販売促進費・人材投資）を展開し2025年9月期以降の大幅な成長軌道を見込んでいることによるものです。また、セルプロジャパンの財務予測においても、対前年度比較において大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、営業利益について2023年3月期の△20百万円に対して2024年3月期は230百万円、2025年3月期の223百万円に対して2026年3月期は320百万円と大幅増益を見込んでおります。2024年3月期は主に原料販売事業及び血液加工事業において取引量拡大に伴う増収・増益を見込んでおり、2026年3月期は主に新規事業である再生医療サービスの開始に伴い増収・増益を見込んでおります。なお、DCF法の算定の基礎とした当社及びセルプロジャパンの財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

(3) 公正性を担保するための措置

公正性を担保するための措置として、本株式交換の実施にあたり、当社及びセルプロジャパンから独立した第三者算定機関であるマクサス・コーポレートアドバイザリーに、公正な株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果を参考にして、セルプロジャパンとの間で真摯に協議・交渉を行い、その結果合意された株式交換比率により本株式交換を行うこととしました。なお、当社は、マクサス・コーポレートアドバイザリーから、株式交換比率が財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。

(4) 利益相反を回避するための措置

当社及びセルプロジャパンとの間には役員の兼任はなく、当社の各役員において特段の利益相反関係は存しません。もっとも、下記(5)「本株式交換が少数株主にとって不利益なものでないことに関する、利害関係のない者から入手した意見の概要」に記載のとおり、独立した特別委員会を組成し、本株式交換が当社の少数株主にとって不利益なものではないことにつき意見を入手しております。

(5) 本株式交換が少数株主にとって不利益なものでないことに関する、利害関係のない者から入手した意見の概要

本株式交換の相手方であるセルプロジャパンの親会社は、当社の主要株主及び筆頭株主である相川佳之氏が代表を務めるSBCメディカルグループであることから、本株式交換の決定に際して、支配株主との重要な取引等に準じて、2023年9月26日付で、当社の独立役員である社外監査役 伊倉吉宣氏（伊倉総合法律事務所）及び社外取締役 池上久氏並びに社外有識者であり公認会計士の牧真之介氏（牧真之介公認会計士事務所）の3名により構成される独立した特別委員会を設置し、本株式交換が当社の少数株主にとって不利益なものではないことにつき意見を入手しております。

特別委員会は、(1)本株式交換の目的の正当性、(2)本株式交換の手続の公正性、(3)本株式交換の条件の妥当性、(4)当社の企業価値向上が期待できるかとの観点から当社に対して説明や資料の提出を求め、これらを総合的に検討した上で、2023年11月17日付けで当社に答申書を提出しております。

本株式交換が当社の少数株主にとって不利益なものであるか否かについての特別委員会の意見は、以下のとおりです。

(1)本株式交換は、貴社の喫緊の経営課題であるD2C事業に次ぐ事業の柱であるメディカルサポート事業の強化に資するものであり、また既存事業に対するシナジーも期待できるとの貴社からの説明に特段不合理な点は認められないことから、本株式交換の目的は正当と認められること、(2)本株式交換比率の決定に際して、貴社及びセルプロジャパン並びにSBCメディカルグループから独立した第三者算定機関による株式交換比率算定書が取得されていること、貴社における本株式交換の検討及び交渉に際しても、セルプロジャパンの事業計画に対して外部専門家の助言も踏まえて検証・修正を行ったうえで交換比率を算出する、第三者算定機関が算出したレンジを参照しつつ、できるだけ貴社株主にとって有利な比率となるように要請する、契約に際しても貴社及び株主の不利益と

ならないような条項を設けるなど、実質的な検討及び交渉がなされていること、少数株主の利益保護の観点から当委員会が設置され、当委員会の運営に対する積極的な協力が行われたうえで、本株式交換の検討・交渉に際して当委員会の意見が尊重されていることなどから、本株式交換に際して手続の公正性が図られていると認められること、(3)貴社株式及びセルプロジャパン株式の株式価値算定の方法及び過程をめぐり特段不合理な点は認められないこと並びに本株式交換比率が独立した第三者算定機関による算定結果のレンジの範囲内であることから本株式交換の条件の妥当性が認められること、(4)本株式交換によって、貴社の収益力や企業価値の向上が合理的に期待されるとの説明に特段不合理な点は見受けられないことを総合的に考慮すると、本株式交換の内容及び条件は、少数株主にとって不利益なものではないと認められる。

(6) セルプロジャパン株式会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

セルプロジャパン株式会社の最終事業年度（2022年4月1日から2023年3月31日まで）に係る計算書類等の内容については、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、当社のウェブサイト（<https://waqoo.jp/ir/library/>）及び東京証券取引所のウェブサイト

（<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>）

に掲載し、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載は省略しております。

(7) 株式交換当事会社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等
該当事項はありません。

第2号議案 取締役1名選任の件

経営体制の一層の強化を図るため、取締役1名を増員することとし、その選任をお願いするものであります。

つきましては、取締役1名の選任をお願いいたしたく存じます。

なお、新たに選任された取締役の任期は、当社の定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
さまた ぶんべい 佐俣 文平 (1985年7月2日生)	2012年 3月 京都大学大学院医学研究科医科学専攻 (修士課程) 修了 2017年 3月 京都大学大学院医学研究科医科学専攻 (博士課程) 修了 2017年 4月 京都大学iPS細胞研究所神経再生研究分野 研究員 (現非常勤研究員) 2019年 4月 セルプロジャパン株式会社設立 同社 代表取締役社長就任 (現任)	一株
(選任理由) 佐俣文平氏は、再生医療領域における研究者として数多くの研究実績を残す一方、自ら再生医療の発展に貢献し、日本の再生医療を世界へ届けたいという強い想いの下、セルプロジャパン株式会社を設立するなど、言わば、研究者と経営者の二刀流に挑戦しております。 佐俣文平氏のこれまで培ってきた実績等が再生医療事業領域のみならず、主力事業であるD2C事業における新規の商品開発へのシナジー効果を含め、当社の持続的な企業価値の向上への貢献が大いに期待できることから、適切な人材と判断し、取締役候補者といたしました。		

(注) 1. 取締役候補者の佐俣文平氏は新任候補者であります。

2. 取締役候補者の佐俣文平氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、取締役候補者である佐俣文平氏が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約の内容の概要は、事業報告「4. 会社役員に関する事項 (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりです。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第3号議案 取締役（社外取締役を除く）に対するストック・オプションとしての報酬等の額及び内容決定の件

I 提案の理由

当社の取締役の報酬等の額は、2008年12月26日開催の第3回定時株主総会において、年額300百万円以内としてご承認いただいておりますが、今般、取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、当社の取締役に対する報酬等として、新たにストック・オプションとしての新株予約権付与のための報酬を決定することにつきご承認をお願いいたします。

II 議案の内容（本制度における報酬等の額及び内容）

1. スtock・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額

本議案に基づき当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）に対してストック・オプションとしての新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）として支給する報酬の総額は、年額80百万円以内といたします。又、本新株予約権の行使により発行される株式の発行済株式総数に占める割合は0.53%とその希釈化率は軽微であることから、本件ストック・オプションの付与について相当であると判断しております。なお、第2号議案が原案通り承認可決された場合、当社の取締役は5名となり、そのうちストック・オプション制度の対象となる取締役の員数は4名となります。又、各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定することといたします。

対象取締役に対してストック・オプションとして発行する新株予約権の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、割当てる新株予約権の総数に乗じた額となります。ここでいうところの割当日における新株予約権1個当たりの公正価額の算定につきましては、新株予約権の公正価値の算定のために一般的に利用されている算定方法を用いることとしております。

2. 報酬等の内容（ストック・オプションとして発行する新株予約権の具体的な内容）

（1）新株予約権の数の上限

各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の数の上限は、160個とする。

（2）新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。但し、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。

（3）新株予約権と引換えに払い込む金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

（4）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- 1 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に付与株式数を乗じた額とする。
- 2 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、本新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）又は割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ取引日の終値。）のいずれか高い金額とする。

（5）新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の付与決議後2年を経過した日から10年を経過する日まで（但し、最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日まで）の範囲内で、当社取締役会決議により決定する期間とする。

（6）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

- 1 本新株予約権者は、本新株予約権を取得した時点において当該本新株予約権者が当社の取締役等の役員又は使用人である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社の取締役等の役員又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。
- 2 その他の新株予約権の行使の条件は、当社取締役会決議により決定する。

(8) 新株予約権の取得に関する事項

- 1 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- 2 新株予約権者が権利行使をする前に、上記（7）に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(9) その他の新株予約権の募集事項

その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定める。

以 上

事業報告

(2022年10月1日から
2023年9月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による行動制限の緩和を受け、経済活動の正常化に向けて緩やかな回復が見られた一方、緊迫した世界情勢に伴う資源・エネルギー価格等の高騰や急激な為替変動による消費の低迷など、依然として先行き不透明な状況が継続しております。

このような状況の下、当社グループにおける主な取り組みとしては、SBCメディカルグループ株式会社との業務提携を通じた成長戦略を軸に、主力事業であるD2C事業並びに今後の当社グループを牽引するメディカルサポート事業のそれぞれが以下のセグメントの概況に記載のとおり、事業を推進してまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は1,726,314千円、営業利益277,942千円、経常利益287,722千円、親会社株主に帰属する当期純利益28,360千円となりました。

セグメントの概況は、次のとおりであります。

(D2C事業)

D2C事業におきましては、新規顧客開拓の広告宣伝費を抑制する一方、ロイヤルカスタマーに対する各種施策が奏功し、継続率は年間を通じ想定よりも上回って推移いたしました。また、配送料の見直し及び在庫回転率の向上等、同事業の利益率改善に向け継続的に取り組んでまいりました。さらには、育毛・発毛促進に特化した薬用炭酸ヘッドスパ育毛剤「sodatel (ソダテル)」の販売を開始し、同商品を「HADA NATURE (肌ナチュラル)」に次ぐ主力商品として成長軌道に乗せるべく、広告宣伝を中心とした各種施策を推進してまいりました。この結果、当連結会計年度の売上高は1,559,809千円、セグメント利益は679,347千円となりました。

(メディカルサポート事業)

メディカルサポート事業におきましては、再生医療領域における主な取り組みとして、全国の整形外科等に対して「血液由来加工療法 (血液加工サービス)」の導入提案を当連結会計年度第2四半期以降、本格的に展開した結果、提携医院数の獲得及び加工受託件数は堅調に推移いたしました。また、営業力及び組織力の強化に向けた人材採用、再生医療領域に知見のある有識者の顧問登用、並びに提携医院からの受注率向上に向けた施策の実践等、来期に向けて同事業の成長発展に寄与すべく施策を促進してまいりました。

なお、当社の連結子会社である株式会社Waqooメディカルサポートが展開している医療領

域への人的支援及び広告・マーケティング支援の事業の一部サービスは縮小いたしました。
この結果、当連結会計年度の売上高は166,504千円、セグメント損失は48,247千円となりました。

(2) 設備投資の状況

該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中において、株式会社りそな銀行より長期借入として200,000千円を調達いたしました。なお、当座貸越を株式会社りそな銀行にて50,000千円、株式会社三菱UFJ銀行にて40,000千円、株式会社みずほ銀行にて40,000千円、株式会社三井住友銀行にて40,000千円実行しております。

(4) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症の行動制限が緩和され、経済活動に明るい兆しが見られた一方、ウクライナ情勢の影響をはじめ緊迫した世界情勢は依然として続いており、今後も先行き不透明な経済情勢が続くと見込まれます。

当社が展開するD2C事業及びメディカルサポート事業においても、それぞれの領域において新規顧客獲得競争の激化の様相は続くと思われまます。

そのような中、当社グループにおきましては、主要事業であるD2C事業の再成長に向けた施策の強化を図り、メディカルサポート事業を将来に向けた盤石なビジネスモデルの構築に向けて以下のとおり取り組んでまいります。

(D2C事業)

① 薬用炭酸ヘッドスパ育毛剤「sodatel（ソダテル）」を主力商品として成長軌道に乗せるべく、積極的かつ戦略的な先行投資（広告宣伝費・販売促進費・人材投資）を展開してまいります。具体的には、複数の広告媒体への展開を加速させ、同商品の新規顧客獲得を強化するとともに、既存商品とのクロスセルの提案、並びにLTV（Life Time Value：顧客生涯価値）を向上させるためのCRM（Customer Relationship Management：顧客関係管理）の構築にも最大限注力してまいります。また、顧客との接点を強化するべく、コールセンターの体制を強化し、休眠会員等の掘り起し等にも着手してまいります。

② 当社の主力オリジナルブランドである「HADA NATURE（肌ナチュール）」の商品については、引き続き、ロイヤルカスタマー施策に注力し継続率の維持に努めてまいります。一方、付加価値の高い再生医療技術を生かしたSBCメディカルグループと当社とのコラボレーション商品の共同開発に向けても着手してまいります。

(メディカルサポート事業)

① 「血液由来加工療法（血液加工サービス）」の提携医院数の更なる増加を図るために、外部の協力パートナーを最大限活用するとともに、営業社員の増員をはじめ、各種ツールのブラッシュアップ及び統一化を図る等、営業力の強化に向けた各種施策を積極的に推進してまいります。また、既に提携している医院に対する、継続的かつ献身的なサポート体制の確立も図ってまいります。

② 再生医療市場の活性化の実現を果たすべく、SBCメディカルグループ株式会社と当社の相

互の強みを活かした新たな取り組み・サービス・商品開発等にも適宜着手してまいります。
株主の皆さまにおかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 継続企業の前提に関する重要事象について

当社グループの主力事業のD2C業界においては、新型コロナウイルスをきっかけに様々な企業が市場に参入したことで競争が激化しており、多くの企業がデジタル広告に取り組むようになったことで新規顧客の獲得単価が高止まりする等、当連結会計年度は厳しい事業環境となりました。その結果、当該期間における売上高の著しい減少が生じており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在していると認識しております。

しかしながら、当連結会計年度末において現金及び預金1,305,025千円を保有し財務基盤は安定していることから、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

当該重要事象等を解消するため、事業面においては、当社の主要株主及び筆頭株主である相川佳之氏が代表を務めるSBCメディカルグループ株式会社と業務提携契約を締結し、化粧品分野の多角展開のみならず、医薬品等の商品企画・開発領域への拡充を図ってまいります。

また、新たな収益の柱にするべく、再生医療領域並びに美容医療領域に重点を置いた事業展開についての取り組みを開始してまいります。SBCメディカルグループ株式会社と当社の双方の強みを生かした「血液由来加工・脂肪由来幹細胞加工」の受託サービス事業を展開いたします。

これらの事業を推進することで、売上高、営業利益等の拡大を目指してまいります。

(6) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第17期 (2022年9月期)	第18期 (当連結会計年度) (2023年9月期)
売上高	2,731,376 千円	1,726,314 千円
【セグメント別】		
D2C事業	2,531,368 千円	1,559,809 千円
メディカルサポート事業	200,008 千円	166,504 千円
経常利益又は経常損失 (△)	△21,640 千円	287,722 千円
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	△57,156 千円	28,360 千円
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	△19.04 円	9.43 円
総資産	1,563,162 千円	1,581,432 千円
純資産	742,533 千円	772,888 千円
1株当たり純資産額	246.98 円	256.73 円

(注) 1. 当社は、第17期より連結計算書類を作成しております。

2. 1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△) は、期中平均発行済株式総数により算出しており、1株当たり純資産については、期末発行済株式総数により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区分	第15期 (2020年9月期)	第16期 (2021年9月期)	第17期 (2022年9月期)	第18期 (当事業年度) (2023年9月期)
売上高	4,504,914 千円	4,684,258 千円	2,731,368 千円	1,697,947 千円
【セグメント別】				
D2C事業	4,504,914 千円	4,684,258 千円	2,531,368 千円	1,561,043 千円
メディカル サポート事業	— 千円	— 千円	200,000 千円	136,903 千円
経常利益又は経常損失 (△)	108,607 千円	140,585 千円	△21,375 千円	275,234 千円
当期純利益又は 当期純損失 (△)	98,637 千円	116,116 千円	△56,886 千円	31,786 千円
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	36.45 円	41.61 円	△18.95 円	10.57 円
総資産	1,178,758 千円	1,901,257 千円	1,563,073 千円	1,578,607 千円
純資産	161,326 千円	800,544 千円	742,804 千円	776,585 千円
1株当たり純資産額	59.61 円	266.72 円	247.07 円	257.96 円

(注) 当社は、2020年6月25日付で普通株式1株につき5株の割合で、また2021年3月12日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。

(7) 重要な子会社の状況 (2023年9月30日現在)

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社Waqooメディカルサポート	1,000千円	100%	クリニック等に対するマーケティング及びコンサルティング業務

(8) 主要な事業内容 (2023年9月30日現在)

事業	主要内容
D2C事業	デジタルマーケティングを活用したオリジナルブランド（化粧品等）の企画・開発及び自社のECサイト等を通じた一般消費者への販売
メディカルサポート事業	再生医療領域における「血液由来加工」の受託加工サービスの展開、及びクリニック等に対するマーケティング・コンサルティング業務

(9) 事業所の状況 (2023年9月30日現在)

本社	東京都世田谷区
----	---------

(10) 従業員の状況 (2023年9月30日現在)

従業員数	前連結会計年度末比増減
50名	6名増

(注) 同一の従業員が複数の事業に従事しておりますので、セグメントごとの従業員数を一括して表示しております。

(11) 主要な借入先 (2023年9月30日現在)

借入先	借入残高
株式会社りそな銀行	446,790 千円
株式会社三菱UFJ銀行	90,060 千円
株式会社みずほ銀行	44,981 千円
株式会社三井住友銀行	40,000 千円
株式会社きらぼし銀行	13,820 千円

2. 会社の株式に関する事項（2023年9月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 10,800,000株
 (2) 発行済株式の総数 3,010,278株（自己株式23株を含む）
 (3) 株主数 1,118名
 (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
相川 佳之	989,802 株	32.88 %
井上 裕基	473,502 株	15.72 %
株式会社M&M	301,456 株	10.01 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	155,800 株	5.17 %
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	140,600 株	4.67 %
福留 大士	111,200 株	3.69 %
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	49,541 株	1.64 %
株式会社セレス	45,450 株	1.50 %
JP J P M S E L U X R E C I T I G R O U P G L O B A L M A R K E T S L E Q C O	41,500 株	1.37 %
G O L D M A N S A C H S I N T E R N A T I O N A L	38,059 株	1.26 %

(注) 持株比率は自己株式23株を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

期中における新株予約権（ストックオプション）の権利行使により、発行済株式総数が4,100株増加し、3,010,278株となっております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

第4回新株予約権

発行決議日	2016年6月30日	
新株予約権の数	4,088個	
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式40,880株	
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換に金銭の払い込みは要しない	
新株予約権の行使時の払込金額	500円	
権利行使期間	2018年7月1日から2026年6月30日まで	
行使の条件	(注) 2	
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数：4,000個 目的となる株式の数：40,000株 保有者数：1名

(注) 1. 2020年6月25日付で普通株式1株につき5株の割合で、2021年3月12日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、当該株式分割後の株式数に換算して記載しております。

2. 行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役又は従業員の地位にあることを要す。ただし、新株予約権者が任期満了により退任し、若しくは定年退職した場合、又は、取締役会より特例として権利行使を認める旨の書面による承認を事前に得た場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権の目的たる株式にかかる株券が、日本国内の証券取引所に上場された後6ヶ月の期間が経過するまで、本件新株予約権を行使することができないものとする。
- (3) 権利行使期間中に死亡した割当てを受けた者の相続人は、1名に限り権利を承継することができる。ただし、その行使期間は被付与者の死後半年以内とする。また再承継はできない。
- (4) その他権利行使の条件については、本株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権申込書兼割当て契約書」で定めるところによる。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2023年9月30日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	井上裕基	
専務取締役	中上慶一	事業部門管掌役員
取締役	近藤成志	管理部門管掌役員
取締役	池上久	
常勤監査役	山寄秀雄	
監査役	渡邊哲人	税理士法人渡邊リーゼンバーグ 代表社員 東京税理士会 常務理事
監査役	伊倉吉宣	伊倉総合法律事務所 代表弁護士

- (注) 1. 取締役池上久氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役渡邊哲人氏、伊倉吉宣氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当社は、取締役池上久氏、監査役渡邊哲人氏、伊倉吉宣氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役山寄秀雄氏は、監査法人における長年の勤務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役渡邊哲人氏は、税理士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 社外監査役の兼職先と当社の間には、特別な関係はありません。
7. 2022年12月23日開催の第17回定時株主総会において、近藤成志氏は取締役に新たに選任され、就任いたしました。
8. 当事業年度中に退任した取締役は、次のとおりであります。

氏名	退任日	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
諏佐貴紀	2022年12月23日	取締役

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役池上久氏、監査役山崎秀雄氏、監査役渡邊哲人氏及び監査役伊倉吉宣氏は、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、取締役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がない場合に限られます。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、当該保険契約により被保険者が負担することになる、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、保険契約期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害を填補することとしております。ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は填補されない等、一定の免責事由があります。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役及び監査役であり、すべての被保険者について、その保険料を特約部分も含めて全額当社が負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会決議により、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めております。その概要は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、会社全体の業績、業績に対する貢献度等を勘案して固定の基本報酬を決定しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2008年12月26日開催の第3回定時株主総会において、年額300百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時の取締役の員数は1名(社外取締役はおりません。)です。

監査役の報酬限度額は、2019年12月20日開催の第14回定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時の監査役の員数は3名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長である井上裕基が取締役の個人別の固定報酬の額の具体的内容を決定しております。

この権限を委任した理由は、業績動向を俯瞰しつつ、各取締役の業績貢献度も勘案して、各取締役の個別報酬額の決定を行うには代表取締役社長が最も適しているためであり

ます。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬の内容を確認した結果、取締役の役位、職責、在任年数等に基づき決定されていることから、当社方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	61,980 (2,400)	61,980 (2,400)	—	—	5 (1)
監査役 (うち社外監査役)	12,000 (4,800)	12,000 (4,800)	—	—	3 (2)

(注) 上表には、2022年12月23日をもって退任した取締役1名が含まれております。

(5) 社外役員に関する事項

区分	氏名	主な活動状況
取締役	池上 久	当事業年度に開催された取締役会23回のうち23回に出席し、適宜発言を行っております。また、企業経営における豊富な経験と知見に基づき、独立した立場から当社の経営全般に有益かつ幅広い助言・提言を行い、経営の監視・監督の役割を適切に果たしております。
監査役	渡邊 哲人	当事業年度に開催された取締役会23回のうち23回に出席し、また、監査役会16回のうち16回に出席しており、主に税理士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役	伊倉 吉宣	当事業年度に開催された取締役会23回のうち23回に出席し、また、監査役会16回のうち16回に出席しており、主に弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

(注) 期中において書面決議を2回行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

監査法人クレア

(注) 2022年12月23日開催の第17回定時株主総会において、新たに監査法人クレアが当社の会計監査人に選任されたことに伴い、当社の会計監査人であったEY新日本有限責任監査法人は退任いたしました。

(2) 報酬等の額

	支払額	
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	24,200	千円
イ. 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24,200	千円
ロ. 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	—	千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が当社の事業内容や事業規模に照らして適切であるかについて妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人が適正に監査を遂行することが困難であると認められる場合等、その必要があると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する事案の内容を決定します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意により、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告します。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備等に関する事項

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は業務の適正を確保するための体制として、取締役会にて、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定める決議を行っており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりです。

- a 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a) コンプライアンスに関する基本方針を定め、経営の最優先課題としてコンプライアンス活動に取り組む。
 - (b) 定期的開催する取締役会にて、各取締役は重要な職務執行の状況を報告し、相互に取締役の職務執行を監視・監督する。
 - (c) 取締役及び使用人に対して、当社の一員として必要な知識の習得と、法令遵守に関する啓蒙を適宜実施し、浸透を図る。
 - (d) 定期的な内部監査により、法令及び定款並びに社内諸規程の遵守状況を確認し、代表取締役に報告する。
 - (e) 職制を通じての是正が機能しない場合には、内部通報制度により通報するものとする。この場合、通報することにより不利益がないことを確保する。
- b 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
文書管理規程等に従い、取締役の職務執行に係る情報その他重要な書類等を適切に保存・管理する。
- c 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (a) 企業活動に潜在するリスクを特定し、平時からその低減及び危機発生の未然防止に努めるため、「リスク・コンプライアンス委員会」を設けて、重大な危機が発生した場合に即応できる体制を構築する。
 - (b) 各部門から洗い出したリスクを網羅的・総括的に管理し、重要度、緊急度及び頻度等を検討したうえで予防策を講じる。
- d 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (a) 適正かつ効率的な職務の執行を確保するため、社内規程を整備し各役職者の権限及び責任の明確化を図る。
 - (b) 中期経営計画及び年度予算を策定し、目標を明確にして計数管理を行う。
 - (c) 取締役会を原則毎月1回開催し、重要事項の決定を行うとともに職務執行状況を報告し、相互に取締役の職務執行を監視・監督する。

- e 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性並びに監査役の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項
 - (a) 監査役の職務を補助すべき使用人は、必要に応じてその人員を確保する。
 - (b) 当該使用人が監査役の職務執行を補助する場合には、監査役の指揮命令に従うものとする。
 - (c) 当該使用人の人事考課及び人事異動については、監査役の同意を得るものとする。

- f 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制及び報告したものが当該報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - (a) 監査役は、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役等からその職務執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。
 - (b) 取締役及び使用人は、会社に重要な影響を及ぼす事項について、監査役会もしくは常勤監査役に報告する。
 - (c) 取締役及び使用人は、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに対応する。
 - (d) 監査役へ報告を行った者について、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わないものとする。

- g 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は債務の償還の請求をしたときは、内容確認のうえ、速やかに当該費用又は債務を処理する。

- h その他監査役の監査が効率的に行われることを確保するための体制
 - (a) 監査役は、取締役会その他重要な会議に出席し、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、また必要に応じて取締役、使用人にその説明を求めることができる。
 - (b) 監査役は、代表取締役との定期的な意見交換会を行うほか、内部監査室及び会計監査人との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。
 - (c) 監査役が必要と認める場合には、外部専門家を独自に起用できる。

- i 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
 - (a) 「反社会的勢力対応規程」を設け、反社会的勢力との関係排除を、すべての役職員に対して周知徹底を図る。
 - (b) 取引先等につき、反社会的勢力との関係の有無を確認するとともに、外部関係機関等からの情報収集に努める。
 - (c) 反社会的勢力の介入を防止するため、警察当局、暴力団追放推進センター、弁護士等との緊密な連携を確保する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① コンプライアンス

リスク・コンプライアンス規程に基づき、当社の役職員に対し、関係法令・社内規程等に関する理解を深めることを目的として、定期的に勉強会を開催しております。

② リスク管理体制

当社のリスクの洗い出しと分析・評価を行い、リスク・コンプライアンス委員会において当該リスクの管理状況について報告しております。

③ 内部監査

内部監査規程に基づき、内部監査室が当社のすべての部署を対象として内部監査を実施しております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2023年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,561,165	流動負債	503,343
現金及び預金	1,305,025	買掛金	28,459
売掛金	118,977	短期借入金	170,000
商品	97,918	1年内返済予定の長期借入金	160,451
原材料及び貯蔵品	8,239	未払金	75,649
前払費用	7,826	未払法人税等	4,694
その他	23,176	その他	64,089
固定資産	20,266	固定負債	305,200
有形固定資産	272	長期借入金	305,200
工具、器具及び備品	272	負債合計	808,543
無形固定資産	7,937	(純資産の部)	
ソフトウェア	7,937	株主資本	772,832
投資その他の資産	12,056	資本金	51,025
長期貸付金	260,447	資本剰余金	1,087,153
その他	5,130	利益剰余金	△365,291
貸倒引当金	△253,520	自己株式	△54
		新株予約権	56
		純資産合計	772,888
資産合計	1,581,432	負債・純資産合計	1,581,432

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2022年10月1日から
2023年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		1,726,314
売上原価		414,576
売上総利益		1,311,737
販売費及び一般管理費		1,033,795
営業利益		277,942
営業外収益		
受取利息	1,590	
償却債権取立益	11,750	
雑収入	211	13,552
営業外費用		
支払利息	2,995	
租税公課	776	3,772
経常利益		287,722
特別損失		
貸倒引当金繰入額		253,520
税金等調整前当期純利益		34,201
法人税、住民税及び事業税		5,841
当期純利益		28,360
親会社株主に帰属する当期純利益		28,360

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2022年10月1日から
2023年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	572,064	564,064	△393,652	-	742,476
連結会計年度中の変動額					
新 株 の 発 行	1,025	1,025	-	-	2,050
資本金から剰余金への振替	△522,064	522,064	-	-	-
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	28,360	-	28,360
自己株式の取得	-	-	-	△54	△54
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-
連結会計年度中の変動額合計	△521,039	523,089	28,360	△54	30,355
当 期 末 残 高	51,025	1,087,153	△365,291	△54	772,832

	新株予約権	純資産合計
当 期 首 残 高	57	742,533
連結会計年度中の変動額		
新 株 の 発 行	-	2,050
資本金から剰余金への振替	-	-
親会社株主に帰属する当期純利益	-	28,360
自己株式の取得	-	△54
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△0	△0
連結会計年度中の変動額合計	△0	30,354
当 期 末 残 高	56	772,888

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2023年9月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,476,724	流動負債	496,822
現金及び預金	1,218,244	買掛金	28,459
売掛金	117,971	短期借入金	170,000
商品	97,918	1年内返済予定の長期借入金	160,451
原材料及び貯蔵品	8,239	未払金	75,523
前払費用	7,826	未払費用	24,159
その他	26,523	未払法人税等	1,145
固定資産	101,883	未払消費税等	19,169
有形固定資産	272	預り金	14,522
工具、器具及び備品	272	その他	3,391
無形固定資産	7,937	固定負債	305,200
ソフトウェア	7,937	長期借入金	305,200
投資その他の資産	93,673	負債合計	802,022
関係会社株式	0	(純資産の部)	
関係会社長期貸付金	328,699	株主資本	776,528
その他	5,130	資本金	51,025
貸倒引当金	△240,156	資本剰余金	1,087,153
		資本準備金	51,025
		その他資本剰余金	1,036,128
		利益剰余金	△361,595
		その他利益剰余金	△361,595
		繰越利益剰余金	△361,595
		自己株式	△54
		新株予約権	56
		純資産合計	776,585
資産合計	1,578,607	負債・純資産合計	1,578,607

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2022年10月1日から
2023年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		1,697,947
売上原価		414,576
売上総利益		1,283,371
販売費及び一般管理費		1,031,629
営業利益		251,741
営業外収益		
受取利息	1,232	
償却債権取立益	11,750	
業務受託料	14,071	
雑収入	211	27,265
営業外費用		
支払利息	2,995	
租税公課	776	3,772
経常利益		275,234
特別損失		
貸倒引当金繰入額	240,156	
関係会社株式評価損	999	241,156
税引前当期純利益		34,077
法人税、住民税及び事業税		2,291
当期純利益		31,786

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2022年10月1日から
2023年9月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	572,064	564,064	－	564,064	△393,381	△393,381
事業年度中の変動額						
新株の発行	1,025	1,025	－	1,025	－	－
資本金から剰余金への振替	△522,064	△514,064	1,036,128	522,064	－	－
当期純利益	－	－	－	－	31,786	31,786
自己株式の取得	－	－	－	－	－	－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	－
事業年度中の変動額合計	△521,039	△513,039	1,036,128	523,089	31,786	31,786
当期末残高	51,025	51,025	1,036,128	1,087,153	△361,595	△361,595

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	－	742,746	57	742,804
事業年度中の変動額				
新株の発行	－	2,050	－	2,050
資本金から剰余金への振替	－	－	－	－
当期純利益	－	31,786	－	31,786
自己株式の取得	△54	△54	－	△54
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	－	－	△0	△0
事業年度中の変動額合計	△54	33,781	△0	33,781
当期末残高	△54	776,528	56	776,585

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年11月28日

株式会社Waqoo
取締役会 御中

監査法人クレア

東京都江戸川区

指 定 社 員 公認会計士 橋内 進
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 塚田 英樹
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社Waqooの2022年10月1日から2023年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社Waqoo及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2023年11月20日開催の取締役会において、会社を株式交換完全親会社とし、セルプロジャパン株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で、両者の間で株式交換契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年11月28日

株式会社Waqoo
取締役会 御中

監査法人クレア

東京都江戸川区

指 定 社 員 公認会計士 橋内 進
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 塚田 英樹
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社Waqooの2022年10月1日から2023年9月30日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2023年11月20日開催の取締役会において、会社を株式交換完全親会社とし、セルプロジャパン株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で、両者の間で株式交換契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年10月1日から2023年9月30日までの第18期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 監査法人クレアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 監査法人クレアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年11月28日

株式会社Waqoo 監査役会

常勤監査役	山 寄 秀 雄	Ⓔ
社外監査役	渡 邊 哲 人	Ⓔ
社外監査役	伊 倉 吉 宣	Ⓔ

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場： 東京都渋谷区渋谷 2丁目22番 3号
渋谷東口ビル 4階
TKPガーデンシティ渋谷 ホール4A



〔交通〕

- JR山手線・埼京線・湘南新宿ライン「渋谷」駅
東口より徒歩3分
- 東京メトロ銀座線・半蔵門線・副都心線「渋谷」駅
B5番出口より徒歩2分
- 東急東横線・田園都市線「渋谷」駅
ヒカリエ方面連絡通路より徒歩3分
- 京王井の頭線「渋谷」駅
中央口より徒歩6分

電子提供措置の開始日2023年11月29日

株 主 各 位

第18回定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)

(2022年10月1日から2023年9月30日まで)

連結計算書類の連結注記表……………	1～14頁
計算書類の個別注記表……………	15～19頁
株主総会参考書類……………	20～21頁

株 式 会 社 W a q o o

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数

1社

連結子会社の名称

株式会社Waqooメディカルサポート

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1)重要な資産の評価基準及び評価方法

①棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品・原材料及び貯蔵品

……………

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2)重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産

…………… 定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

工具、器具及び備品

5年

②無形固定資産

…………… 定額法

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用期間（5年）に基づいております。

(3)重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

……………

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4)重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

①D2C事業

商品の販売に係る収益は、主に自社ECサイトを通じた又は卸売により、顧客との販売契約に基づいて商品を引き渡す履行義務を負っております。

当該履行義務は、商品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品に対する支配を獲得して充足されると判断しておりますが、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の間である場合には、商品を出荷した時点で収益を認識しております。

なお、履行義務に対する対価は、履行義務充足後、概ね1か月以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

返品されると見込まれる商品については、収益を認識せず、当該商品について受け取る対価の額で返金負債を認識しております。また、返金負債の決済時に顧客から商品を回収する権利について返品資産を認識しております。

②メディカルサポート事業

メディカルサポート事業においては、再生医療領域における「血液由来加工」の受託加工サービス及びクリニック等に対するマーケティング・コンサルティング業務を提供しております。

当該サービスに係る収益は、顧客との契約に基づいてサービスを提供する履行義務を負っており、役務提供により当該財又はサービスに対する支配が顧客に移転し、当社グループの履行義務が充足されることから、履行義務の充足に応じて収益を認識しております。

(会計方針の変更に関する注記)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

商品・原材料及び貯蔵品の評価に関する事項

(1)当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

商品	97,918千円
原材料及び貯蔵品	8,239千円

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

棚卸資産の連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しており、直近の売却価格等に基づき算定した正味売却価額が取得原価を下回っている場合には、正味売却価額をもって貸借対照表価額とする方法を採用しております。

また、営業循環過程から外れた棚卸資産については、使用期限までの期間に応じて帳簿価額を定期的に切下げる方法や、将来の販売見込を上回る水準となっている過剰在庫の帳簿価額を切下げる方法を採用しております。

②主要な仮定

営業循環過程から外れた棚卸資産の評価における主要な仮定は販売可能期間と販売見込数であります。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

過去の販売実績等に基づく需要予測に基づき棚卸資産を発注し保有しておりますが、顧客ニーズの変化等により、営業循環過程から外れた商品が生じる可能性があります。そのため、滞留在庫及び過剰在庫の評価は見積りの不確実性が高く、その見積りの前提とした条件や仮定に見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 8,480千円
2. 保証債務
当社グループは、次の取引先の債務保証を行っております。
一般社団法人誠心会 133,740千円

(連結損益計算書に関する注記)

期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれております。

商品評価損 △22,668千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数
普通株式 3,010,278株
2. 当連結会計年度末の新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数
普通株式 181,778株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取り組み方針

当社グループは資金計画に基づき必要な資金は銀行借入により調達しております。また、資金運用に関しては、短期的な預金等に限定し、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

買掛金及び未払金は、すべて1年以内の支払期日であります。

借入金は、主に営業取引に係る資金調達及び設備投資資金であります。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、売掛金については、与信管理規程に基づき、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、長期貸付金については、貸付先の財政状態を定期的にモニタリングすることで、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②資金調達に係る流動性のリスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき適時に資金繰り計画を作成・更新する等の方法により流動性リスクを管理しています。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5)信用リスクの集中

当期の連結貸借対照表日現在における営業債権のうち71.5%が特定の大口顧客3社に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」、「短期借入金」については、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
長期貸付金	260,447	—	—
貸倒引当金(*1)	△253,520	—	—
	6,926	6,926	—
資産計	6,926	6,926	—
長期借入金(*2)	465,651	460,090	△5,560
負債計	465,651	460,090	△5,560

(*1)長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(*2)1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めて表示しております。

(注)1 金銭債権の決算日後の償還予定額

長期貸付金は貸倒懸念先等に対する債権であり、償還予定時期が確定していないため、記載しておりません。

(注)2 借入金の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	160,451	133,320	85,220	46,644	40,016	—
合計	160,451	133,320	85,220	46,644	40,016	—

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はございません。

(2)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金	—	—	260,447	260,447
貸倒引当金	—	—	△253,520	△253,520
	—	—	6,926	6,926
資産計	—	—	6,926	6,926
長期借入金	—	460,090	—	460,090
負債計	—	460,090	—	460,090

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期貸付金

長期貸付金は貸倒懸念先等に対する債権であり、回収見込額に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から貸倒見積高を控除した金額に近似していることから、当該価額をもって時価としており、レベル3の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	D2C事業	メディカルサポート事業	
通販	1,517,043	—	1,517,043
その他	42,766	166,504	209,270
顧客との契約から生じる収益	1,559,809	166,504	1,726,314
外部顧客への売上高	1,559,809	166,504	1,726,314

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

〔(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 4.会計方針に関する事項(4)重要な収益及び費用の計上基準〕に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	246,946
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	118,977
返品資産(期首残高)	7,393
返品資産(期末残高)	758
返金負債(期首残高)	16,133
返金負債(期末残高)	3,391

過去の返品実績等に基づき返品されると見込まれる部分については収益を認識せずに、返金負債及び返品資産を認識することとしております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産	256円73銭
1 株当たり当期純利益	9円43銭

(重要な後発事象に関する注記)

(株式交換契約の締結)

当社は、2023年11月20日開催の当社取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、セルプロジャパン株式会社 (以下「セルプロジャパン」といいます。)を株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」といいます。)を行うことを決議し、同日付で、両社の間で株式交換契約(以下「本株式交換契約」といいます。)を締結いたしました。

(1) 本株式交換の目的

当社は、「テクノロジーの力で自国の未来に希望を創る」のミッションを掲げ、その実現に向けてD2C(Direct to Consumer)事業を確立し、化粧品分野において主力オリジナルブランドの「HADA NATURE (肌ナチュール)」の企画・開発を行い、自社のECサイト等を通じて一般消費者に直接販売しております。創業来、お客様の反応や要望等をダイレクトに汲み取り、それを商品の企画・開発に効果的に活用できる仕組みの構築を含むマーケティングを得意としており、かつ、新しい事業等の創造、いわゆる、ビジネスディベロップメントも強みとしております。

直近では、2022年8月に、当社の主要株主及び筆頭株主である相川佳之氏が代表を務めるSBCメディカルグループ株式会社 (以下「SBCメディカルグループ」といいます。)と業務提携契約を締結し、当社の主力オリジナルブランドである「HADA NATURE」の商品をSBCメディカルグループへ販売しております。その一方で、当社がSBCメディカルグループの保有する医療美容の各種商品を仕入れ、当社のECサイト等を通じ一般消費者に直接販売すること、並びに、従来の化粧品分野のみならず医療美容領域への商品を拡充し多角展開を図るべく商品企画につきましては、引き続き、両社間において協議を重ねております。さらに同年11月には、主力のD2C事業に次ぐ新たな事業の柱であるメディカルサポート事業を強固にするべく、SBCメディカルグループとの間にて再生医療領域に重点を置いた業務提携契約を締結いたしました。

なお、当社では、2023年8月24日付け「特別損失の計上及び通期業績予想の修正に関するお知らせ」に記載のとおり、メディカルサポート事業の一環として子会社の株式会社 Waqooメディカルサポートを通じて医療領域への人的支援及び広告・マーケティ

ング支援を展開しておりましたが、当社の独力による展開には限界があり、グループ内における事業領域の最適化を図るために事業の一部サービスについて縮小せざるを得ず、特別損失を計上するに至りました。このように、当社にとって、メディカルサポート事業の強化は急務の経営課題であったところ、SBCメディカルグループとの間の業務提携契約の締結を機に、更なる事業の発展が必要であると考えております。

一方、セルプロジャパンは、幹細胞や幹細胞から分泌される生理活性物質（上清液やエクソソーム等）の解析及び臨床研究をよりスピーディーに行ない、科学的根拠を根付かせるとともに、再生医療の発展に貢献し、日本の再生医療を世界へ届けるという高い志の下、2019年に設立いたしました。同社代表取締役社長の佐俣文平氏は、再生医療領域における研究者として様々な疾患に対する研究開発を加速してきた一方、経営者としても新しい医療のカタチを創り、多様なニーズに応えるための経営基盤の創造を目指すなど、言わば“研究者と経営者の二刀流”に挑戦しております。

セルプロジャパンでは、主に「再生医療関連事業」「分析・加工受託事業」及び「化粧品・原料事業」の3つの事業を展開しており、それらすべての事業活動基盤は、再生医療研究とそれを支える技術開発にあります。日本では2014年に再生医療等安全性確保法が施行され、再生医療を取り巻く日本の環境は世界をリードするものとなりました。また、再生医療に対する社会的認知度及び社会的意義の意識が一層高まり、今後、優れた効果・効能を有する開発製品の上市が続くものと期待されており、再生医療市場は、2050年には世界で38兆円、国内で2.5兆円の市場規模（*）へと伸長すると予測されていることから、セルプロジャパンが担う役割はますます重要になってくると考えられます。

（* 出典：2020年3月 経済産業省 第1回再生医療・遺伝子治療の産業化に向けた基盤技術開発事業複数課題プログラム中間評価検討会資料）

現在、当社とセルプロジャパンは、上述のSBCメディカルグループとの業務提携を通じ、再生医療領域における「血液由来加工」の受託サービスにおいて連携して取り組んでおります。具体的には、当社では各医療機関から「血液由来加工」の申し込みを取り次ぎ、医療機関からお預かりした検体をセルプロジャパンが運営する細胞加工センターへ配送手配等を行う役割を、一方のセルプロジャパンでは、同社固有の技術を用い検体の加工及び冷凍保存を行い、その後、各医療機関の求めに応じ同社で保管する検体を各医療機関に配送手配等を実施する役割を、それぞれが担っております。このように、当社とセルプロジャパンは、同サービスを展開する上で重要なパートナーシップを既に構

築しております。

しかしながら、両社が中長期的な企業価値向上をより一層図るためには、各社が抱える課題等を把握し、その課題を柔軟かつ迅速に解決できるような体制を構築すべきとも考えております。例えば「血液由来加工」の受託サービスにおいては、一つのサービスを分業的な役割分担の下で展開していることから、時間的・コスト的なロスが生じる等、その課題は大きく浮き彫りになっており、両社にとって負担や制約にも繋がっております。現状のまま、当社の販売機能とセルプロジャパンの製造機能が、単独かつ独立した会社として個別に成長を追求するのではなく、両社が一体となって戦略的なグループ経営を通じ、両社の有する経営資源を有効活用し、各種課題解決に向けて協働することが両社における企業価値向上に資するものとも考えております。再生医療領域における「血液由来加工」の受託販売サービスのみを展開する当社にとっては、セルプロジャパンが保有する製造技術・ノウハウ等を取り込み、製造技術と販売サービスを一気に通貫にする、いわば、“製販一致”の実現はかねてより悲願でもありました。

またその一方、当社が展開するD2C事業においても好影響が見込まれると考えております。具体的には、当社での化粧品等の商品企画において、セルプロジャパンが事業展開する「化粧品・原料事業」と密に連携を図るとともに同社が保有する技術や知見等を最大限に活用することで、効果・効能の高い商品開発が可能となります。また、商品完成に要する時間や過程においても格段の効率化が図れ、開発した商品は当社のD2C事業を通じ、得意とするマーケティング力を駆使しタイムリーに一般消費者に販売ができる等、様々なシナジー効果が両社に現れると考えられます。

上述の当社とSBCメディカルグループとの2022年11月の業務提携以降、当社よりSBCメディカルグループに対し、同社の子会社であるセルプロジャパンの当社子会社化の実現に向けて打診をしておりました。

その後、SBCメディカルグループとは良好かつ前向きな議論を重ねて、セルプロジャパンの技術力と当社の販売企画力及び上場企業としての信頼を背景に、両社が一体となり再生医療をテーマとした商品・サービス等が世の中に周知され発展していくことの大義に対して一定以上の理解が得られたことにより、本件の検討が前進いたしました。

セルプロジャパンとしても、「血液由来加工」におけるスピーディーな課題解決の実現のみならず、上場企業のグループ傘下に加わることにより得られる信頼の下、再生医療領域の事業を更に深耕・発展させ、かつ「化粧品・原料事業」を通じ消費者・患者・医療機関に向けた網羅的なサービスの構築や付加価値のある化粧品・医療品等を提供でき

るようしていくためには、当社とセルプロジャパンの両社がこれまで以上に連携を深め、一体経営を構築することが不可欠であるとの認識に至り、2023年8月からセルプロジャパンを当社の完全子会社とするための検討を両社間にて進めてまいりました。

完全子会社化の方法としては、当社のキャッシュポジション等に鑑み完全子会社化に際して資金流出が生じないこと、本株式交換の対価として当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）がセルプロジャパンの株主に交付されることにより、当社株式の保有を通じて、本株式交換後に当社とセルプロジャパンの利害を共通化した上で実行することが想定されている各種施策により生じることが期待される効果や、そのような効果の発現によるセルプロジャパンの事業発展・収益拡大、その結果としての当社株式の株価上昇等享受する機会を両社の株主に対して提供できると考えたことから、当社及びセルプロジャパンは株式交換のスキームを選択することが望ましいと判断いたしました。

なお、SBCメディカルグループは、当社の議決権を直接保有しておりませんが、SBCメディカルグループの代表取締役であり、SBCメディカルグループの株式100%を保有する相川佳之氏が当社の議決権を32.89%保有していることから、SBCメディカルグループは当社のその他の関係会社に該当します。また、SBCメディカルグループはセルプロジャパンの親会社となります。

(2) 本株式交換の要旨

①本株式交換の方法

本株式交換は、当社を株式交換完全親会社、セルプロジャパンを株式交換完全子会社とする株式交換です。本株式交換は、当社においては2023年12月21日に開催予定の第18回定時株主総会、セルプロジャパンにおいては同日開催予定の臨時株主総会の決議による本株式交換契約の承認を受けた上で、2024年1月1日を効力発生日として行う予定です。

②本株式交換に係る割当の内容

	当社 (株式交換完全親会社)	セルプロジャパン (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	54.4
本株式交換により交付する株式数	当社普通株式：598,400株（予定）	

(注1) 株式の割当比率

セルプロジャパン株式1株に対して、当社株式54.4株を割当交付いたします。

(注2) 本株式交換により交付する当社株式の数

当社は、本株式交換に際して、当社株式598,400株を割当交付する予定です。なお、当社が交付する株式は、新たに発行する株式にて充当する予定です。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式（100株未満の株式）を保有することとなるセルプロジャパンの株主については、当社の定款及び株式取扱規則の定めるところにより、当社株式に関する以下の制度を利用することができます。なお、金融商品取引市場において単元未満株式を売却することはできません。

・単元未満株式の買取請求制度（単元未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、当社の単元未満株式を保有する株主が、その保有する単元未満株式を買い取ることを当社に対して請求することができる制度です。

(注4) 1株に満たない端数の取扱い

本株式交換に伴い、1株に満たない端数の当社株式の交付を受けることとなるセルプロジャパンの株主においては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従いその端数の合計数（その合計数に1に満たない端数がある場合は切り捨てるものとします。）に相当する当社株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主に交付いたします。

③本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

(3) 本株式交換に係る割当ての内容の根拠及び理由

当社は、本株式交換比率の決定に当たって公正性及び妥当性を確保するため、当社及びセルプロジャパンならびにSBCメディカルグループから独立した第三者算定機関としてマクス・コーポレートアドバイザー株式会社（以下「マクス・コーポレートアドバイザー」といいます。）を選定しました。

当社においては、下記③「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、当社の第三者算定機関であるマクス・コーポレートアドバイザーから2023年11月17日付で取得した株式交換比率算定書、当社がセルプロジャパンに対して実施したデュー・デリジェンスの結果等を踏まえて、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率は妥当であり、当社の株主の皆様の利益に資するとの結論に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

なお、本株式交換比率は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議し合意の上変更することがあります。

(債権譲渡契約の締結)

2023年10月31日に、Waqooメディカルサポート株式会社は一般社団法人誠心会に対する貸付金債権を35百万円で譲渡する債権譲渡契約をいたしました。

個別注記表

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1)有価証券の評価基準及び評価方法

①関係会社株式

移動平均法による原価法

(2)棚卸資産の評価基準及び評価方法

①商品・原材料及び貯蔵品

…………… 総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産 …………… 定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

工具、器具及び備品 …………… 5年

(2)無形固定資産 …………… 定額法

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用期間（5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

…………… 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1)D2C事業

商品の販売に係る収益は、主に自社ECサイトを通じた又は卸売により、顧客との販売契約に基づいて商品を引き渡す履行義務を負っております。

当該履行義務は、商品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品に対する支配を獲得して充足されると判断しておりますが、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間である場合には、商品を出荷した時点で収益を認識しております。なお、履行義務に対する対価は、履行義務充足後、概ね1か月以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

返品されると見込まれる商品については、収益を認識せず、当該商品について受け取る対価の額で返金負債を認識しております。また、返金負債の決済時に顧客から商品を回収する権利について返品資産を認識しております。

(2)メディカルサポート事業

メディカルサポート事業においては、再生医療領域における「血液由来加工」の受託加工サービス及びクリニック等に対するマーケティング・コンサルティング業務を提供しております。

当該サービスに係る収益は、顧客との契約に基づいてサービスを提供する履行義務を負っており、役務提供により当該財又はサービスに対する支配が顧客に移転し、当社の履行義務が充足されることから、履行義務の充足に応じて収益を認識しております。

(会計方針の変更に関する注記)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、計算書類に与える影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

商品・原材料及び貯蔵品の評価に関する事項

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額
商品 97,918千円
原材料及び貯蔵品 8,239千円
2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
連結計算書類「注記事項(会計上の見積りに関する注記)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 8,480千円
2. 関係会社に対する金銭債権
関係会社に対する短期金銭債権 2,157千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高
営業取引の取引高の総額 1,233千円
営業取引以外の取引高の総額 15,293千円

(株主資本変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数
普通株式

23株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	201,977 千円
貸倒引当金	82,564 //
商品評価損	13,834
貸倒損失	13,120 //
その他	3,436 //
繰延税金資産小計	314,933 千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△201,977 //
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△112,693 //
評価性引当額小計	△314,671 千円
繰延税金資産合計	262 千円

繰延税金負債

返品資産	262 千円
繰延税金負債合計	262 千円

繰延税金資産の純額

—

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種 類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
子会社	株式会社 Waqooメ ディカルサ ポート	所有 直接 100%	資金の貸付、出向者の派遣	資金の貸付 (注1)	129,999	その他流動 資産	1,200
				資金の回収	100	関係会社長期貸付金	328,699
				—	—	貸倒引当金	240,156
				利息の受取 (注1)	1,221	—	—
				出向者給与の立替	13,508	その他流動 資産	770

(注)1 資金の貸付について、貸付利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、個別注記表の「(重要な会計方針) 4. 収益及び費用の計上基準」の記載と同一であるため記載を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産	257円96銭
1株当たり当期純利益	10円57銭

(重要な後発事象に関する注記)

(株式交換契約の締結)

連結注記表(重要な後発事象に関する注記)と同一のため、当該項目をご参照ください。

株主総会参考書類

株式交換完全子会社の最終事業年度に係る計算書類等

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	82,851	流動負債	18,544
現金及び預金	40,761	買掛金	5,704
売掛金	24,005	短期借入金	8,709
商品及び製品	7,097	未払金	2,817
原材料及び貯蔵品	4,777	預り金	415
その他	6,209	未払費用	717
固定資産	39,411	その他	180
有形固定資産	33,584	固定負債	43,417
建物付属設備	3,321	長期借入金	43,417
医療用器械備品	34,526		
減価償却累計額	△4,263	負債合計	61,961
投資その他資産	5,827	株主資本	73,301
敷金保証金	5,042	資本金	45,500
長期前払費用	784	資本準備金	44,500
繰延資産	13,000	繰越利益剰余金	△16,698
開業費	13,000	純資産合計	73,301
資産合計	135,262	負債・純資産合計	135,262

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		59,489
売上原価		14,080
売上総利益		45,408
販売費及び一般管理費		65,823
営業利益		△20,415
営業外収益		26,155
雑収入	26,155	0
営業外費用		496
支払利息	496	0
経常利益		5,244
税引前当期純利益		5,244
法人税、住民税及び事業税		198
当期純利益		5,046

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。